

伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は，市内在住の若年就労者に対し，予算の範囲内において，奨学金の返済に係る費用の一部を補助することにより，若年就労者の市内定着及び転入促進を図るとともに，市内中小企業等への就業を促進し，本市産業を担う人材を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 市内に事務所又は事業所を有する者のうち，次に掲げるいずれかのものをいう。ただし，国，地方自治体，相互会社（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社をいう。），公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいう。），公庫等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等をいい，公共法人を除く。）及び国又は普通地方公共団体が資本金，基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等を除く。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会及び社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団を除く。）

ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

オ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人

カ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する公益社団法人及び同条第 2 号に規定する公益財団法人

キ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人

ク その他市長が特に必要と認めるもの

(2) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学，短期大学，大学院，高等専門学校，専修学校（専門課程に限る。）その他これらに準ずる教育施設として市長が認めるものをいう。

(3) 正規雇用 中小企業等と雇用期間の定めのない労働契約を締結していること（1 週間の所定労働時間が 30 時間未満の者を除く。）をいう。

(4) 就労者 正規雇用である者（市内の事務所又は事業所で就労する者に限る。）及び本市において自ら事業を営む者をいう。

(5) 奨学金 個人が借り受けた資金であって次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金

イ 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会の教育支援資金

ウ 兵庫県が貸与する母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金

エ 地方公共団体等が大学等の学生に対して学資として貸与する資金

オ その他公的団体や地方公共団体が個人に貸与する奨学金であって市長が必要と認める奨学金

（補助対象者）

第 3 条 この要綱による伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は，大学等の修学のために奨学金を利

用した者のうち，次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）
の属する年度の4月1日から申請日において，同一企業の就労者
である者。
- (2) 補助金の初回申請日の属する年度の4月2日において満30歳
以下の者
- (3) 本市の住民基本台帳に登録されている者
- (4) 申請日の属する年度において，伊丹市保育士等奨学金等返済
支援事業補助金の交付を受けていない者
- (5) 奨学金の返済及び市税を滞納していない者
- (6) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条
第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密
接関係者でない者
（補助金の額）

第4条 補助金の額は，申請日の属する年度の前年度の10月から申
請日の属する年度の9月までに返済した奨学金（繰り上げて返済し
た奨学金を含む。）のうち，奨学金の返済額の合計額（以下「合計
額」という。）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円
未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とし，6万円を上
限とする。

- 2 本市以外の者から奨学金の返済に係る補助金の交付を受けてい
る場合は，その交付額を前項に規定する補助金の額から差し引い
て交付する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は，伊丹市中小企業等勤労
者奨学金返済支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類
を添えて，当該年度の11月1日から2月末日までに市長に提出し
なければならない。

- (1) 労働契約を締結している者にあつては，就職年月日，1週間の

所定労働時間,正規雇用であることを証する書類（申請日の属する年度の10月1日以後に発行されたものに限る。）

- (2) 自ら事業を営む者にあつては,直近の税申告用紙の控え及び補助対象期間の月別の売上高が確認できる帳簿その他の書類の写し
- (3) 住民票の写し（申請日の属する年度の10月1日以後に発行されたものに限る。）
- (4) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類（初回申請時に限る。）
- (5) 申請日の属する年度の前年度の10月から申請日の属する年度の9月までの間における奨学金の各月返済額を証する書類
- (6) 市税の滞納がない旨の証明書
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請をしようとする者は,補助金の交付を申請する年度ごとに市長が定める期間内に交付申請をしなければならない。
（申請期間）

第6条 この要綱による補助を受けることのできる期間は,奨学金の返済を行っている期間とし,申請期日は,初回申請日から起算して2年を経過する年度の2月末日までとする。
（交付決定）

第7条 市長は,前条に規定する申請書の提出があつたときは,当該申請に係る書類等を審査の上,交付の可否を決定し,伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により,前条の規定により申請を行った者に通知するものとする。
（権利譲渡の禁止）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は,補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し,又は担保に供してはならない。
（請求等）

第 9 条 第 7 条の規定により伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助金交付可否決定通知書を受領した交付決定者は、速やかに伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助金請求書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付決定者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第 10 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたと認められるとき。

(2) 第 3 条の規定に該当していなかったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することを不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（取消しによる補助金の返還）

第 11 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助金返還請求書（様式第 5 号）によりその返還を求めなければならない。

2 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助金交付決定取消通知書及び伊丹市中小企業等勤労者奨学金返済支援補助金返還請

求書を受領した者は、市長の定める期限までに当該補助金を市に返還しなければならない。

（調査）

第 12 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助金の交付を受けた者に対し、必要があると認めたときは、当該担当職員をして、関係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（細則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。